ぎふけんりつとくべつしえんがっこう じどうせいとおよ ほごしゃ みなさま 岐阜県 立 特 別支援学 校の児童生徒及び保護者の皆 様へ

県教育委員会では、令和元年度に、教室のICT環境の整備(プロジェクター、無線 らんなと LAN等)を行い、令和2年度に、関立特別支援学校において、児童・生徒に学習用の タブレット端末を導入しました。

これらの T C T 環境は、 令和時代の学校のスタンダードとして、また、 新学習指導 をうりょう における個別最適化した 新 しい学びと岐阜県におけるふるさと教育を通じた 探究的な学びを達成するための手段として、活用します。このタブレット端末のご利用に際しては、 紛失や故障に気をつけて、 大切に 扱ってください。

なお、利用者の「故意又は過失」が認められず、通常の使用にて故障した場合については、県費にて修理いたしますが、利用者の「故意や過失」で発生した故障により、正常に利用できなくなった場合については、「学習者用タブレット貸与規程」により、利用者(保護者)に修理費用をご負担いただくことになります。

にこしゃ みなさま にんご けんりつとくべつしえんがっこう きょういくかつどう りかい 保護者の皆様におかれましては、今後とも県立特別支援学校の教育活動にご理解・ご まょうりょくたまり ねが もう ぁ 協力 賜りますようお願い申し上げます。

令和5年4月 岐阜県教育委員会